

昭和五年二月二〇日第三種郵便物認可

発行所 社会通信社 発行人 滝野 忠

東京都千代田区飯田橋4の4の8朝日ビル401号室 電話(03)26117079
振替 東京0158431 労金 東京労金本店No50234

購読料 月額300円 6カ月前納制

〈もくじ〉

■巻頭言■

社会党第四回大会が意味したもの……………2

◇国労第一三〇回中央委員会報告◇

大衆闘争の高揚をはかることが課題……………3
——平和協定はのまぬし、現協も守る——

くいちがう情勢分析の視点……………8
——「中期経済政策」と「学者報告」に関連して——

◇投稿◇ 社会主義理論センター報告について◇

「反合理化」闘争を放棄する報告……………13

着実に再建の道を進むカンボジア……………15

◇投稿◇

都 労 連 闘 争 に 全 力 を ……………12

八一春闘をめぐる賃金要求の状況について……………17

定価改訂のお知らせ……………18

旬刊 社会通信

NO.111

一九八〇年二月二日

一九八〇年二月二日

(毎月一日・二日・三日三回発行)

■巻頭言■

社会党第四五回大会が意味したもの

一流のジャーナリズムは、社会党第四五回大会を「低調」であったかのごとく描きだそうと必死である。しかし、これはちがう。初日の一般経過報告についての議論、二日目の運動方針、組織・財政・機関紙、政策の三小委員会の議論とも、社会党の原則にかかわる重要な問題が熱心に議論され、左派の健在ぶりが示されたからである。

社会党は現在、①護憲・平和のたたかい、②春闘・国民生活闘争、③国会闘争、④百万党建設運動、⑤新報日刊化推進でそれぞれに重大な局面をむかえている。問題はこれらの闘争課題、党建設の課題をいかなる精神で達成するかである。したがって、第四五回大会の焦点が理論センター「中間報告」となるのは当然であった。

だが、生活はいかなる雄弁よりまさる。これが真理である。

「社会合意」が焦点となつた第四四回大会を思いおこしてみよう。左派の代議員は、この合意の「実質修正」をかちとつた。六月同時選挙は左派の主張の正しさを証明した。前大会で「社会合意」をあれほど礼讃した右派代議員といえども、「社会合意をふまえた中央本部の指導で参院選協会をおこなつた高知県本部は、いまや傷だらけ」といつた発言の前に、今大会で「積極的にやれ」との意見が一つとしてきかれなかつたからである。

理論センター「中間報告」もこれと同じ経過をたどることはまちがいない。なぜなら、理論センター「中間報告」の考え方は、独占、政府・自民党とたたかえないことを、国労の「民主的規制」ではやくも暴露されはじめているからである。国労で「民主的規制」の方針が提起されたのは一九七七年の新潟大会であった。この「民主的規制」の考え方を「体系的」に展開したものが「中間報告」に他ならない。

一般経過報告、運動方針小委員会で発言したほとんどの代議員がこの問題について言及した。賛成意見は小さく細かった。愛知、大阪の代議員と二、三の札つきといわれる代議員だけが翼賛演説をおこなつた。圧倒的多数が「社会党の文書としては不適確」と述べた。その意見は次のようなものであった。

「理論センターに諮問した内容からみても、『中間報告』は八〇年代路線に限定したいわゆる「新々中期路線」とすべきである」

「帝国主義の批判がなくなつていゝ。世界史を動かす要因は、帝国主義勢力と反帝国主義勢力の対立と見るべきだ。サミットの評価は運動方針とも矛盾している。現代資本主義が社会主義の理想を達成したかのような指摘は誤り」

「階級対立という観点からとらえられていない。『センター報告』どおり決定されるなら、『道』の改定に進まざるをえない。『道』と『センター報告』では国家、社会主義の規定がぜんぜん違う。参加と介入では、ミイラ取りがミイラになりかねない。十分な下部討議の時間を保障せよ」

「この報告では活動家が闘う意欲をもてない。反動化に対する危機感がないところから運動も起きない。アメリカの軍事戦略に担み込まれるときに安保の変質を指摘するだけでは評論家の姿勢だ。学者報告に『黄金の六〇年代』という表現があるが、農業はどうなったか。出稼ぎ、パートの現状をどう見るか。問題が多すぎる」

質問への答弁はきわめて自信のないものであった。だが、この「報告」については、その内容と経過の問題点の両者をふくめ、「討議集約の段階で、中央執行委員会で決定し、次期大会に提出」されることになった。

理論センター「中間報告」の路線論争はいよいよこれから本番を迎える。国労への二〇二億損賠攻撃にみられる労働運動再構築、憲法改悪策動に反対するたたかいを構築するなかで、科学的社会主義を基本路線を貫く『道』の路線が守られなければならない。

◆ 国労第一三〇回中央委員会報告 ◆

大衆闘争の高揚をはかることが課題

平和協定はのまぬし、現協も守る

大衆闘争が労働運動の基本

国労第四二回大会だったと思う。昼休み、国労のたたかいをつづったフィルム「足跡」が上映された。熱心に見た。資本に身体をぶつけてたたかう国労組合員の誇りと気迫に心をうたれたからである。スト権スト以降の画面はカラーになり、華かさを増していた。しかし、ものたりなさを感じた。なぜだろうかと考えた。マル生当時、ピラ一枚はるのも「戦争」だった。創意、工夫をこらしてたたかった。みんなで議論し、励まし合った。職場は燃え上がった。水戸のような出来事は全国にいっぱいあった。職場からの大衆闘争が平時の常識を覆えし、たたかいは野火のように広がった。私はこの姿をまぶたに描いた。疑問は一瞬にして氷解した。運動は華かになつたかもしれない、ストライキも整然と指令一本で打てるようになったかもしれない。しかし、大衆闘争が稀薄になつたのではないかと。陳情、請願、カンパニア活動も重要である。しかし、その底には怒りがなければならぬ。怒りが個々のたたかいを迫力に満ち組織性・規律に満ちたものとするからである。そのためには日常闘争のなかで自分の要求を貫き、学習することがなければならぬ。こうして、今日の社会の主人公は自分たちなんだ」との意識にわれわれは到達してきたからだ。外から何かを教えこまれても、それだけで成長するものでないことを、経験から知っている。そして、学習はそれをより豊かなものにしてくれた。つまり、日常の闘争と学習がどんな難難辛苦をも克服してやまぬ闘争心と創意工夫を培い、労働者階級の政治意識を成長させたのである。

「不信、不安、不満」を表明

一月二七～八日の二日間、国労第一三〇回中央委員会を傍聴した。初日の経過報告、協約協定の締結承認についてで六人、二日目の当面の闘争方針（①五五・一〇ダイヤ改正に対する闘いの中間総括、②「国鉄再建の基本構想」（三五万人体制）反対のたたかい、③八一国民春闘態勢の確立にむけて、④スト権奪還と損害賠償請求攻撃に対するたたかい等）で一六人、計二二人の委員が発言した。どの委員も現在の国労の日常闘争のあり方に「不信、不満、不安」を表明した。私が委員会で感じたこともやはりこのことであつた。

なぜ「不信、不安、不満」なのか？

①重大な意味をもつ「反合闘争」

二〇二億円のスト権スト損害賠償請求、国鉄再建法案、七万四千人員削減と、国労にたいする独占・政府・自民党の攻撃はまことにきびしい。本部はことあるごとに「情勢のきびしさ」を強調した。他方、委員は「きびしいのはわかっている。今までもそうだった。大会方針にもとづいて組合員、組織を信頼し、たたかう構えをつくれ」とせまった。情勢

認識の「相違」を見せつけられた一駒だった。

なぜ敵・独占は、彼らの政治勢力自民党とその政府、彼らの番頭である国鉄当局をして、これほどまでに国労に攻撃を集中するのであるのか。この点に中央、地方、職場に認識のちがいがあるとは思えない。情勢認識で一致すれば細かい点は別として、たたかひ方に大きな相違は生まれないはずである。だが、十分にかみ合っていない。理由は二つあるように思った。一つは資本主義的合理化への受けとめ方である。今日、資本主義の矛盾の発展は、マルクスの予言どおりに、労働者が資本主義の本質を見抜き、社会主義的な意識に目ざめざるをえない条件をいやおうなしにつくり上げつつある。

② 協約協定の基本的性格を欠く答弁

ところが、本部は委員のこうした認識に理解を欠くところがあった。それは「昭和五五年一〇月ダイヤ改正に関する確認事項」の質疑討論で顕在化した。その「確認事項」にはこうあった。

「輸送需要の減少の原因としては、他輸送機関の発達、旅行に対する国民の意識変化、運賃の相対的上昇等が考えられる。／＼これらの認識のうえにたつて、運賃・料金の弾力的運用、輸送体系の刷新による輸送サービスの向上、需要に適合した魅力ある商品の設定、車輛・設備改善等による良質なサービスの提供、強力な宣伝等の施策を総合的かつ積極的に展開することによって輸送需要の確保をはかり、併せて収入の増加に努めることとする。」

東京の委員はこれにふれ、「増収問題について当局の考え方がそのまま入っている。とても労働組合が結ぶ協約協定とは思えない。これはマル生そのものではないか。認めるわけにはゆかないから、この部分について採決してもらいたい」と発言した。

これにたいして業務担当の中執は、「ダイヤ改正闘争のたたかひ方が五三・一〇から変わった。それまでは労働条件中心、五三・一〇以降はダイヤ修正闘争をふくめたかった。国鉄の施策に抵抗するだけでなく、施策的なものまで足をふみ入れた。労働条件を守ったうえでの増収だから承認してほしい」と答え、企画担当中執は協約協定の性格規定にふれ、「（それには）三つの形態がある。その一は労働組合の主張がとり入れられたもの、その二は組合の主張と当局の主張が折られたもの、その三は当局の主張がとり入れられたものだ。労働組合の主張がいつもとり入れられるわけではない」と解説してみせた。

東京の委員が「確認事項は労資拘束的なものである。協約協定に三つあるといったが、協約は労働者の権利をどう守るかの視点から結んでいくものだ。ところが、確認事項では事業の拡大増収ということだ。これはマル生当時の当局の思想内容そのものだ。赤字宣伝に反論し、企業主義的な思想の植え付けに抵抗せよ。今後このような問題ある協定は結ばぬことを決意せよ」と、再反論したことはいうまでもない。

このように協約協定のもつとも基本的な位置付けをめぐって論議がおこなわれたことにも示されるように、委員は「組合員の権利を守れ」と主張したのである。だが、本部見解はそこを素通りした。啞然としたのは私だけではなかったはずである。

現協の形骸化、割引証・グラウンドの無料使用にみられる権利、職場の既得権・労資慣行が労務監査、はては会計検査院まで動員しての攻撃のなかで次々と剝奪されていること、「合理化」にともなう勤務変更による労働条件・賃金の切り下げ、「ヒマ」問題と過員・

要員減、そして外注化、「事故」の多発と増大の一途をたどる「殉職」死、さらに退職金の減額と退職後の生存への不安等々、「窮乏化」作用の例は枚挙にいとまがない。したがって、職場には「不安と不信と不満」が渦を巻いている。「労働組合は労働者の労働条件、権利の擁護こそが最低の課題ではなかったのか」「当局にナメラレツばなしではないか」、「これで労働組合といえるのか」と。

委員の発言はどれもこうした職場労働者のたたかいと実態をふまえたものであった。激しい論議がかわされたのも当然である。しかも、本部を中傷する発言は一つとしてなかった。「職場を信頼、依拠しともにたたかおうではないか」「こうすれば組合員の機関への信頼は高まる。闘争力、団結力も強くなる」との説得力をもった発言が相次いだ。

つまり、委員は反マル生闘争後の国労のたたかき方にも安易に日常の諸権利を譲り渡してきたのではなかったか。独占、政府・自民党の攻撃をはね返すためには、現協を基盤にもう一度、職場からの反撃体制を構築することの重要性を訴えたのである。

③反マル生闘争の教訓をくみとれ

第二は、組合員の意識の成長をどうはかるかについてであった。反マル生闘争を精一杯たたかった国労は三年の月日を費やし、七五年の水戸大会で新しい綱領を作成し、その第一項に「われわれは、労働者階級の団結した力によって、生活と権利を守り、労働条件を改善するためにたたかう。／これらのたたかきを通じて、資本主義社会が労働者の搾取をつよめるものであることを認識し、われわれは、労働者階級の解放をめざしてたたかう」と書き記した。前にも述べたが、労働者階級の意識は社会そのものの条件が労働者の身体に社会主義の不可避のことを教え、感じたときに成長する。国労新綱領は反マル生の激烈なたたかきで組合員が訓練され、組織され、結集されたなかで勝ち取られたものではなかったのか。「反マル生闘争の総括が重要」との意見は、職場からの大衆闘争でたたかうことを強力に本部に求めたものであった。

このように、職場からの反合理化闘争、職場闘争は、労働者階級一人ひとりに階級対立の現実を教え、意識を成長させ、労働運動を階級闘争に発展させる。だから独占、政府・当局は職場闘争の自由な発展を保障する現協の形骸化に全力を上げるのである。多くの委員が「現協制度の形骸化を許すな」「現協制度を当局に売り渡すな」と強く求めたのも当然であった。

委員のどれもが述べた職場労働者の機関への「不信、不安、不満」の第一の原因はここにある。

組合民主主義の形骸化を克服せよ

「不信、不安、不満」を生み出している原因の第二は、本部がりっぱな方針、集約をしておりながら、それが実践されていないことであろう。同委員会の二つの柱であった「五五・一〇ダイヤ改正反対闘争の総括」「二〇二億損賠問題」にもそれはあらわれていた。

国労は第四二回大会で五五・一〇、七万四千人員削減反対のたたかきを、九月段階にストライキをふくむ全国統一闘争でたたかうことを決めた。組合員は闘争体制の構築に全

力を上げた。ところが、たたかわれることなく終わった。だから、「これは大会方針の歪曲」「一諸にたたかってきた人たちは『国労に裏切られた』といっている。なぜたたかえないのかを明確にしなければ、今後の共闘に大きな影響がある」「仲裁裁定は完全実施、五五・一〇のたたかいはない。これをはっきりさせないと組合員の不信感は拭えない。こういうことがくり返されれば、どれほどすばらしい方針をつくっても機関不信が増大するばかり」と、みんなで決めた方針は互いに守り全力を尽くし合うこと、組合民主主義の重要性が訴えられた。

もう一つは二〇二億損賠とのたたかいである。この攻撃は武藤書記長が集約答弁で述べたように、国労ぶつぶしの策動にとどまらず、わが国の階級的労働運動のゆくえはもちろん、組合存立の基盤である民主主義にかかわる重大問題であることはいうまでもない。この問題についても国労は第四二回大会で「総裁が本気になって前向きな回答をさせる条件を、われわれの力でつくっていききたいと思えます。したがって、この腹がためを本大会で行い、この回答を引き出すために総抵抗を基本としながら、総裁が発言する条件と、さらにこの交渉を強めながら、これをいわないならば非協力で徹底して闘おうと提起しているのではありませんが、この決意をこの大会で確認していただきたいと思えます。したがって権利意識を高める闘いとともに、本年度の権利討論集会は、そのやり方、意見を尊重し、そして変えながら、分会長、活動家、全専従者などを含めた討論集会として意思統一を行ない、最終的組織判断、決断は臨時大会を開いて二十五万組織をかけた闘いと意思統一をはかっていきたい」との方針を決めている。これまたりっぱな方針である。

ところが先に見たように当局が「勝った」というような合理化の進行、「権利意識を高めるたたかいがかならずしも十分でない」ことなどがあわさって、「国労は損賠とり下げのために平和協定を結ぶのではないか」「たたかわずにとり引きしようとしているのではないか」との疑心暗鬼に職場は揺れ、組合員の機関不信を増幅させている。こうした状況のもとで、一月一五日のサンケイが一面トップで「国労が闘争方針を転換→スト権ストの損害請求やめれば国鉄合理化に協力」と、あたかも国労が運動方針を一八〇度転換したかのように報じたことが、この傾向をさらに顕著としたことである。したがって、委員の追及がより鋭くなったのは当然であった。しかし、論議のやり方は、「スト権損賠のたたかいといえ、日常の権利闘争の延長線上にある。まず、日常の権利闘争をしつかりたたかい、組織の整備、強化をはかれ」「この問題について組合員の理解はまだまだ不十分、全職場からの論議を大事にし、組織が一丸となつてたたかう体制づくりにより全力を上げよ。そのためには教宣、教育活動が重要」「平和協定は絶対結ぶな」との基本認識にもとづいたもので、上すべりの印象がまったくなかったことが特徴であった。また委員から、「全電通の轍を踏むな」と積極的な提起がおこなわれていたことは、いかにも国労らしく、この攻撃に反撃する条件が徐々に成熟しはじめていることを示していた。

重要な問題であるから各委員の発言のポイントを掲げておこう。

「職場でたたかいを広げることを約束し合い、たいへんなたたかいになるがそれに耐える組織体制をめざせ」（釧路）、「非協力闘争の中味を明らかにし、一二月から支部、

分会にもとりくませよ」(東京)、「当局の組織づくりを学べ。これまでもきびしい情勢のもとでたかたかかってきたではないか。一歩前に入る方針作りをはかれ」(門司)、「七五年の原点に立ち帰れ、屈服するな」(岡山)、「職場からの大衆闘争が基本、情勢のきびしさにおしながされるな」(盛岡)、「まず反合理化闘争で一切妥協しない決意に立つて徹底的にたたかえ。サンケイの不信感を払拭するためにも二、三月、臨時大会を開催し、たたかう総意を結集せよ」(東京)、「組合員の自信を喚起せよ。世論形成にも国労の目的がはっきりしなければたたかえぬ」(米子)、「スト権ストの総括が重要、当初、一〇〇年戦争を準備してははず」(静岡)、「鉄労が一人十万との宣伝で職場の動揺をあおっている。戦術的対応ではだめ」(仙台)、「民主主義の根幹の問題。総評にももちこめ」(東京)、「平和協定は組合の実質崩壊につながる。小手先ではなく真正面からたたかうかまえが不可欠」(四国)、「平和協定による妥協が心配」(盛岡)、「職場段階での教宣活動の強化をはかれ」(東京)。

現協協定は破棄せず平和協定ものまない

このような論議の結果、武藤書記長は(1)平和協定はのまない、(2)現協協定の破棄もありえないと大要次のような答弁をおこなった。

「二〇二億損賠は国労への攻撃にとどまらず、日本の労働運動への攻撃であり、民主主義の否定、軍事大国への道を開く。スト権奪還なくして損賠をとめる道はない。われわれに不利な情勢であり、最良の道は原告をしてとり下げることだ。そのためにどうするか。取り下げの条件作り、たたかいをどう組織するかだ。そのためには国民、勤労者、民主団体をふくむ大衆行動を組織するとともに、鉄労をふくむ労働者にたいする訴えが重要だ。こうして、取り下げを言わさなければならぬし、言わぬなら抵抗する。中央・地方のたたかいを進めるためにチエをしぼりたい。」

国労の鉄労化を求める平和協定はのめないし、現協協定破棄もありえない。諸闘争のウネリが取り下げの条件であるからたたかいの結果をまず見守っていききたい。それでも展望が出ない場合は全力を上げてたたかいかいぬく他ない。」

答弁はたたかう構えを強調した。現協協定は破棄しないし、平和協定はのめないとし、この答弁には不安が残る。委員は職場組合員の機関への「不信、不安、不満」を表明した。組合員は、「国労は労働組合として組合員の権利を守るためにたたかっているのだろうか」との労働組合の存立基盤を問うていたのである。組合員にこの点での「不信、不安、不満」があるとき、どこからたたかうエネルギーがひき出されねばならないのだろうか。組合員の機関への不信を払拭することに全力を上げることである。そのためには日常の諸権利闘争に全力を上げること、つまり組合の主体性を確立することである。これを欠くとき、いくら口で「現協協定は破棄しない。平和協定はのまない」といっても、反撃する力は生まれない。そればかりではない。国労が強調する地域闘争の輪も十分なものとはなりえない。大衆闘争の拡大に全力をつくすこと、それは機関役員だけでなく、全労働者が現在問われている課題である。

くいちがう情勢分析の視点

——「中期経済政策」と学者「報告」に関連して——

大内力教授すら理論センター「学者報告」を批判

大内力教授は、大内秀明氏らの「学者報告」を批判したと伝えられる。力教授にとって、つい二年ほど前に執筆し、昨年（七九年）の社会党第四三回全国大会で採択されたばかりの「中期経済政策」の情勢分析が、秀明氏らによってまったく否定されたのだから、とうぜんのことである。しかし不可解なのは、両文書の起草に参加した学者がいる事実である。わずかの間に、一八〇度異なる分析——しかも単年度のそれではなく、中・長期の分析を起草するというのは、並の運動家にできる芸当ではない。

「中期経済政策」は、「『国民統一綱領』と、『革新連合政府構想』における経済政策をより具体化、豊富化することを目的」（第四二回大会における提案理由より）としたものであった。今回の理論センター「中間報告」は、「『日本における社会主義への道』、『新中期路線』、『国民統一綱領』などを、八〇年代を展望して、今日の情勢の変化のなかで、いっそう発展させ、豊富化させるためのものである」（八一年度運動方針より）。

情勢の変化のなかで、「道」の路線は、この二つの文書によっていっそう豊富化されたわけである。ではどのように豊富化されたか。国内情勢の分析について、両者を対比してみたのが別表である（理論センター「中間報告」は、周知のように秀明教授らの「学者報告」の内容をほぼ全面的に踏襲している。分析の視点を対比するには、より特徴がでている「学者報告」の方が好都合なため、これと対比することにした）。

『道』を発展させていない二つの文書

まず、一九五〇～六〇年代については、細かい点は別にして、両報告は基本認識において一致している。高度経済成長が、いわば「黄金の六〇年代」を生み出したという認識である。なお、「国民統一綱領」は、日本を「資本主義国第二位」にのしあげた高度経済成長を、つぎのようにとらえている。

「だが、この『高度経済成長』の過程は、いうまでもなく労働者階級を中心とする農民・中小零細業者など勤労国民にたいする激しい搾取と収奪の強化のうえにすめられた。

こうして、ひとにぎりの独占的大資本と広範な勤労国民とのあいだの対立と矛盾を深め、労働者階級を中心とするいっさいの勤労国民が、独占資本と自民党を政治的に孤立させ、かれらを共通の敵として結集し、連帯してたたかう条件を必然的に成熟させている」。

「国民統一綱領」は、「高度経済成長」を独占資本と労働者・勤労国民の間の矛盾の観点からとらえ、反独占・反自民の統一戦線形成の必然性を明らかにしている。つまり、階級対立の観点からとらえているが、二つの文書は、階級矛盾がなくなったかのように描いている。階級対立がなくなつたようにとらえることが、「豊富」化の内容とされている。

つぎに、七〇年代以降の矛盾の性格については、二つの文書では大きな違いが生まれる。

「黄金」の時代が、七〇年代に入るとその矛盾を露わにした点では一致している。だが、その矛盾を、「中期経済政策」では、「資本主義体制そのものの破綻」ととらえるのにならぬ。そして、「学者報告」は、「企業社会の体制的秩序の外部に矛盾が拡大した」にすぎない」ととらえる。これはえらい違いである。同じ七〇年代をふり返るのに、二年足らずでこんなに分析の内容が変わる理由はいったいなにか。その「整合性」とやらを、ぜひとも明らかにしていただく必要がある。

さらに、今後の展望になってくると、まさに一八〇度の転換を示す。「中期経済政策」では以上の分析から、資本主義はもはや「国民に安定した生活を保証する力を喪失」し、その体制は「すでにその歴史的使命を終えた」とされている。ところが、「学者報告」では、日本経済はいぜんとして大きな「潜在的成長能力」をもっており、政策のいかんによって「新しい発展の道を切り開いていく」ことができる、という。

欠落しているのは階級的視点

「道」の路線を豊富化した結果、今やわれわれは、日本資本主義の「破綻」と、「新しい発展」ということの「道」の選択を迫られることになった。いったいこれはどういうことか。学者が日頃の研究成果を発表したり意見を交換すること、党がそれらを参考にしたり方針をたてることはけっこうなことである。だがこのことは、党外の学者に党の方針を書いてもらうような、頭を預けてしまうこととはまったく違う。そんなことをすれば、党の方針は、起草する学者の意見の相違、わずかばかりの「独創」にたえずふりまわされて、発表する度にその内容が一八〇度変るといった醜態をくり返すことになる。党の方針は、そんな気まぐれなものであってはならない。「中期経済政策」が書かれたのは長期不況の末期であったから、資本主義の運命が暗く描かれ、「学者報告」は景気回復下に書かれたから、それが明るく描かれた、などというのでは落語のオチにもならない。また「不況」になればもう一度変る、というのではいっそうさまにならない。

情勢分析は、たんに景気動向を分析してみせたり予測することではない。そのなかに貫かれている階級矛盾の発展を明らかにし、労働者階級にたたかいた方向を指し示すためのものである。二つの文書に欠落しているのは、この階級的視点である。二つの文書が、党の真の方針たりえない致命的欠陥が、この点にある。

| | |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>中期 経 済 政 策</p> | <p>学 者 報 告</p> |
| <p>① 一九五〇～六〇年代の基本認識</p> | |
| <p>一九五〇年代、六〇年代は、資本主義世界にとっては、一種の相対的安定の時期であった。この間、国際政治の上においては、……歴史上まれにみる長期の平和を享受することができた。また経済的にみれば、……多くの国において、資本主義の歴史上ほと</p> | <p>第二次大戦後、戦後体制として本格的な発展をとげることになった現代資本主義は、とくに五〇～六〇年代における高度経済成長によって、体制の組織化を定着させることに成功した。雇用の拡大、生活水準の上昇、福祉国家の実現など、黄金の六〇年代</p> |

んど例をみない経済の成長が持続的にみられた……。

こうした経済の長期にわたる高成長は、先進国の資本主義社会に大きな変化をもたらした。一方では技術革新のめざましい進展や各種の新産業の勃興が、生産力水準をいちじるしく高め、産業構造の高度化、重化学工業をほぼしく進展させた。他方では、そのなかで産業の集中がいよいよ進み、巨大な独占体制が強固に形成された。そうしたなかで、国民の所得水準も、平均的には向上するとともに、いわゆる完全雇用Ⅱ労働力不足の経済がともかくもある程度までは実現された。そのことは、他方における社会保障制度の充実Ⅱ「福祉国家」の実現と相まって、国民生活に部分的な改善をもたらした。国民の多数が、みずからを中産階級と考え、大衆消費社会の生活を享受しようのような状況が、ともかくも現実となったのである。

② 七〇年代以降の矛盾の性格

しかし、一九七〇年代に入ってから、すでに資本主義の相対的安定の時期は終りをつげ、歴史は世紀の転換点にさしかかっている。その徴候はいたるところにみられるが、そのもっとも基本的なものとして資本主義体制自体の問題としてはスタグフレーションの顕在化を、そして、体制自体の問題とも深くかかわってはいるが、ある意味ではより深く、より広いかわりをもった人類的な問題としては、資源・環境の制約の深刻化をあげることには、何人も異論はありえないであろう。

わが国の場合には、スタグフレーション（は）……オイル・ショックによって惹き起こされた一時的・偶然的な事態ではなく、むしろ国家独占資本主義とよばれる現代の

とよばれる発展をもたらしたのである。IMF体制における国際経済の協調・協力にもとづく組織的安定、その枠組みの中で先進資本主義各国は財政・金融面から総需要の拡大管理をおこないながら、高度成長にもとづく完全雇用の達成、所得再分配による生活水準の引き上げ、社会福祉の拡大による生活の安定など、かつて社会主義が理念的目標としていた課題を、現代資本主義は部分的に実現した。

こうした黄金の六〇年代における現代資本主義の成果も、たんに資本の論理や金融資本の組織化によって、自動的に生み出されたわけではない。現代資本主義の戦後体制において、社会主義との平和的共存を前提にしなから、労働者を中心とした大衆の広汎な組織化がすすみ、議会における民主主義勢力の増大をはじめ、体制のさまざまなレベルにおいて、参加と介入がすすめられた運動の成果としても評価しておかなければならない。

史上稀にみる高度経済成長を実現した日本経済も、七〇年代をむかえるにしたがつて、いわゆる高度成長の矛盾を激化させることになった。

高度経済成長による体制的矛盾は、いわゆる物価問題、そして環境問題、さらに資源問題などによって代表されるのであるが、こうした矛盾の現象形態をみるかぎり、なによりもまず企業社会の体制的秩序の外部に矛盾が拡大したのである。企業社会の共同体的秩序の内部における体制の組織化としての管理社会の限界が、いわば高度成長の矛盾というかたちで、物価問題、環境問題、資源問題として社会的に拡大せざるをえなかったのである。

資本主義体制そのものの破綻に根ざすものであ(る)……。

……七〇年代には世界の先進資本主義国の経済は等しくスタグフレーションの大波の中にまきこまれ、……次第に世界をおおる経済的危機にと展開してきたという事実のなかに、スタグフレーションが、けっして一時的・偶然的な事態ではなく、世界的必然性をもった事態であることが暗示されている。

このスタグフレーションを引き起している基本的要因は、巨大な生産力を実現した資本主義が、もはやその枠組みのなかではそれを合理的に処理しきれなくなり、そのことが過剰圧力⇓不況を重大化していることにある。

③ 日本資本主義の展望

スタグフレーションが右のような複合的な諸関係の所産であり、資本主義がそれに対処する手段をもち合わせていないことも明らかである。これまでは、資本主義は、

景気後退のさいにはインフレーション政策を強化することによって景気を刺激し、それが加熱し、物価上昇がいちじるしくなってきたさいには引き締め政策によってその鎮静をはかりつつ、経済の安定的な成長を維持することにほぼ成功してきた。しかし今やこういう政策は、もはや選択の可能性を失っている。すなわちここでは、長期的な不況に対処するために大幅な景気刺激政策をとれば、それが十分効果を発しないうちに、

インフレーションの高進が危機的な状況を醸成するであろうし、インフレーションの鎮静のために引き締め政策をとれば、それが十分な効果を奏しないうちに、不況の深化が救いたいものになる。このディレンマを脱却する方法は、資本主義の枠組みをそのままにしたうえではありえない。資本主

……くりかえされたオイル・ショックのなかで、資源問題は従来の経済成長パターンにたいしては制約条件を高め、…構造不況や減量経営をもたらした。……

……個々の企業レベルでの新しい技術革新の展開やそれにもとづく産業構造の知識集約化の進展という日本経済のもつ潜在的成長能力を、今日の自民党政権が国民経済の調和のある発展に政策的に生かし切れないでいることを示している。革新の政策課題は、まさに日本経済のもつ潜在的成長能力を積極的に評価し、全体としての国民生活の改善につなぐ政策を提示することにある……。

いづれにしても、新自由主義にもとづく保守反動の政治路線に抵抗・対決する新しい革新の政治路線の方向は、日本経済の新しい潜在成長力に主体的な評価を加え、産業構造、生活構造、雇用構造をトータルに変革する選択が必要である。そうしたトータルな構造変革によって、従来の高度経済

義のもとでは、短期的にインフレ政策と引き締め政策をくりかえしつつ、経済の不安定性をいよいよ拡大させていくほかない。それはまさに現代の資本主義体制自体、もはや国民に安定した生活を保証する力を喪失したことを物語るものであり、体制の破綻をしめすものといわなければならない。

資源・食糧・自然環境等の制約問題—資本主義は、制約の問題をうけとめつつその中で人間社会を存続させていくための体制としては、その存続の資格を欠いている。それは、この体制がすでにその歴史的使命を終えたということである。

成長のなかで形成された官民一体の企業社会の共同体的秩序の狭い枠組みを打破して、より広い参加と介入による大衆民主主義の新しい発展の道を切り開いていくべきである。また、こうした官民一体の企業社会的秩序の変革は、それに結びついた中央直結の新中央集権制による管理社会を転換させることになるのであって、地域分散型の産業構造の創出とともに、地域分権による地方自治の拡大がはかられるべきである。そして、こうした参加・介入と分権・自治による構造変革を通じて、さまざまな差別を打破する真の平等と人権の確立、国際的には平和と連帯による、高度な新しい民主主義の質を創造しなければならない。

◇ 投稿 ◇

都労連闘争に全力を

鈴木保守都政になって一年半たった。「美濃部都政の福祉政策をひきつぐ」といったのはウソで、予想通り、確実に見事に自分たちの階級利益の都政を遂行している。

とくに、区役所や清掃現業労働者、専科教員への首切りがそれである。同時に、授業料、水道料、保育料などが受益者負担増となって、その手で自衛隊の都内観閲式が復活しようとしている。

かかる時、清掃労組は社会党総支部や区職、都労連地区協議会、各民主団体、住民団体と団結してたたかい、また都高教なども定年制統廃合攻撃に反対し、教育を守るためになかっている。

一時、社会党内右翼は京都、大阪方式の自社公民の鈴木都政を企図したが、今は昭島市長選（明るい会方式）の圧勝もあって、表面上は鎮静化している。しかし、保谷市長選への左派や革新勢力の「油断」によっては、党中央右翼と手を結び、大がかりな右傾化への仕掛けをつくるだろう。

今、都内、三多摩の区労協、地区労の組織をみると都労連に結集する労働者が、その三分の二近くを占める。区によっては区職と都教組で二分の一以上を占めるところもある。その量的割合と攻撃の強さのわりには都労連のたたかいが少ないのではないだろうか。区によっては「どうせ区労協は共産党だから」「ウチの区職（教組）は共産党だから」というあきらめも多い。しかし、今、もっとも首切り定年制、人員不採用、民営化の攻撃を受け、今後ますますひどくなるのは自治体労働者である。

これのたたかいを各総支部、社青同、日本婦人会議はじめ、各区反合研や、各区の労働運動研究会などとりあげて、連帯してたたかいをおこそう。そのなかから、指令四号にもとづく職場党支部を建設しよう。論より証拠である。こうして、首都の中心の都労連運動に結んでいこう。

そしてこのたたかいを、来年の都議選闘争の柱にしていこう。

(U)

◇ 投稿 社会主義理論センター報告について ◇

「反合理化」闘争を放棄する報告！

「改憲阻止」は時機に適した提起

一月一日から三日間、社会党第四回大会が開かれます。「改憲阻止」を最大の柱とする八一年度運動方針案、社会主義理論センター報告「八〇年代の内外情勢の展望と社会党の路線」（以下「中間報告」と呼びます）などが論議されます。運動方針案のこの提起は時機にかなったものだと思います。貴誌第一〇九号で石橋政嗣前書記長の『非武装中立』が「売れに売れ、十萬部突破の勢い」と紹介されていることはその何よりの証明です。しかし、たいへん卒直に申し上げますが、この運動方針案を読んでも、総評の楨枝委員長の「非武装中立、憲法擁護に全力を」との呼びかけを耳にしても、「よし、やるぞ！」との力がある一つわかないのです。こんなことではいけないと、私自身にムチ打っているのですがやはりそうなのです。なぜだろうかと私はいろいろ考えてみました。

憲法擁護・民主主義擁護のたたかいは、私たち労働組合員にとってたいへん重要なたたかいです。現憲法は、いうまでもなく社会主義そのものではありません。しかし、思想言論、政治行動の自由をふくんでいる現憲法は、われわれが、社会主義に進むのにもっとも好都合な足場となっているからです。しかも、政府・独占の意図する憲法改悪は、資本主義の倒壊を支えんとする対外進出と対外権益の護持のために、再軍備と海外派兵をおおっぴらにおこない、帝国主義的野望を達成しようというものであり、独占利潤のために、再び私たち青年を死地に追いやり、国民の生活を荒廃させることをいとわぬ、政策のためのものだからです。「ソ連が北海道に侵略」と気狂いじみたキャンペーンがおこなわれているのは、その何よりの証明です。

このように述べてくれば「それだけわかっていけるのなら、全力を上げてたたかえばいいではないか。なにをそんなに逡巡するのか」とお叱りを受けることと思います。私もそのとおりだと思うからです。しかし、私は「中間報告」を読んでいて、社会党・総評のよびかけに否定しているのは「これだ」と感じさせられました。結論から申し上げますが、労働者階級には意識の前進、向上があります。意識の前進、向上をもちとる改良のたたかいはして、日々の日常闘争です。賃金、労働条件の向上をもちとる改良のたたかいは、そうした改良のたたかいが、私たちの権利意識をつくりだしてくれまます。つまり、資本主義的合理化反対、職場からのたたかいです。社会党・総評に欠けているのは、このたたかいかいへの呼びかけです。オーバーに表現すればこのたたかいかいへの決起です。総評の運動方針から「反合理化」のたたかいかいの視点が弱められて数年になります。総評の機関車である国労ですら、「労働条件を守ること（つまり反合理化闘争）から政策要求へ」が、七七年の新潟大会以降強くなり、職場は荒廃の一途を辿っていると聞いています。

民間労働者の職場は「地獄」

理論センターの「中間報告」にはこの視点がまったくありません。資本主義的合理化の進展、つまり高度経済成長は「かつて社会主義が理念的目標としていた課題を部分的に実現した」とすらいつているのです。国際経済は協調・協力により組織的安定を得た、完全

雇用は達成された、所得再分配により生活水準は引き上げられ、社会福祉の拡大により生活の安定が得られた、と。教授先生の世界はそうなのでしようか。しかし、私たち労働者の世界はちがいます。失業の恐怖、生命を脅かされる毎日です。たとえば自動車産業に働く仲間はどういっています。

「トヨタ自工における私たちのラインでは、トイレに行く間がないので、汚ない話なんです。実際タレ流しなんです。もともと汗でびしょりなものですから、もらしたってわからない。」「小の方はいいとして、大の方は腹をこわすと休まざるをえない。会社に出たらトイレに行けないわけですから」。

ここに資本主義的合理化による労働強化のもたらす一端が示されています。大内教授はこうした事実をどうお考えなのでしょう。

さらに、「中間報告」は高度成長の要因として、(1)円安ドル高な固定為替レートによる輸出力、(2)年功序列賃金による安価な若年労働力の利用、(3)急速な技術革新と投資競争、(4)高貯蓄率を上げています。たしかにそういう要素もあろうかと思えます。しかし、実際は「平和協定」「生産性向上運動協力」による資本主義的合理化協力の路線にあるのではないでしょう。労資運命共同体秩序といわれるものがそれです。そこでは、労働者の権利、団結力はまったくありません。労働組合が資本の代弁者として行動し、賃労働と資本の対立を「労労」問題とし、労働者同士を対立させることとなっています。同じく自動車産業の仲間は労資協調的労働組合の「おそろしさ」を次のように語っています。

「車や家を買われ、借金を背負い、にっちもさっちも行かなくなる状態に陥っています。辞めるに辞められない。無断で休んだ人が『みんなの前であやまれ』と言われ、翌日からまたこなくなった。『どうしたのかなあ』と思っていたら、自殺していた」「高岡工場ではやった言葉は、文句を言われると『自殺するぞ』と聞きなれることでした」。

「中間報告」、そしてこのベースにされている学者グループ「報告」は、このような民間労資の関係を「労働者の参加・介入」の条件によって支えられた」と賛美しているのです。賛美し、これを全社会的、全国的領域に移さねばならないといっています。しかも、これを実現する過程が社会主義だといわれているのです。こんなめっちゃかな話はありません。

もう一つ民間企業の「参加・介入」が労働者に何をもたらしているかを造船産業に例をとってみましょう。一月八日付の各紙は「造船六社、不況から一応脱出、受注増で黒字に」に報じました。これは、(1)大幅な人員整理（社外工は四一％に、本工でも七二％に減少）、(2)労働条件の切り下げ（労働時間の延長、週休二日制の廃止または隔週実施、超過労働の割り増し給の削減）、(3)特定不況産業安定臨時措置法（一九七八年五月制定即日施行）による大規模な設備の削減（設備の削減は大手七社平均で四〇％、二二九万トンにおよんでいます）によるものです。

どこがどのようにマルクスの時代と資本主義が変わったのでしょうか。おっちゃんこちよいの大内秀明氏には見えない、いや見ようとしただけです。

労働運動の否定につながる

このような叙述から労働運動の領域拡大、労働運動の質的發展がいわれ、実質的に労働運動が否定されていくのです。つまり、新しい矛盾は(1)クリーピングインフレーションに

示される消費者物価、(2)都市の過密化による環境問題、(3)オイルショックに代表される資源問題だ、と。そして、(1)消費者運動、(2)住民運動、(3)市民運動が社会党の運動として提起されていくわけです。資本主義的合理化に反対するたたかいについては少しもふれられず、おりません。

私が「改憲阻止」の呼びかけに素直に納得することのできない理由はここにあります。「社会通信」の読者の皆さん。私たち労働者の利益を守るため、資本主義的合理化に反対するたたかいは、一人ひとりの職場、業種、産業のおかれた条件のなかで創意、工夫をつくしつくり上げ、それを「改憲阻止」のたたかいに結合しようではありませんか。

着実に再建の道を進むカンボジア

一月はじめ、ソ連駐在カンボジア人民共和国大使としてM・サンナ
ン氏が着任した。A・オレニン、A・カルチャワ両APN通信記者はカ
ンボジア人民共和国の対外政策を中心に新任大使にインタビューした。

アンコールワットの国に活気もどる

カンボジア人民が歴史的な勝利を収めてから一年近くになるが、この期間貴国に起こった変化について……

答 昨年一月七日にわれわれはボル・ポトリエン・サリ一派を打倒して勝利を収めたが、われわれにとってもっとも重要な課題は生活の全分野——社会・経済・政治・文化——においてわが国がこうむった莫大な損害をすみやかに克服することであった。クメール人民の献身的な労働によってこの二年近くの間、顕著な成果が達成され、アンコールワットの国は再び活気を取り戻した。

カンボジア人民権力——人民革命評議会はほとんどゼロからスタートしなければならなかった。最初の段階では食料の確保が最重要問題で、農業の発展が最優先視された。昨年は八万三〇〇〇ヘクタールの水田が作付けされたが、今年の作付け面積は一二〇ヘクタールにふえた。また一〇万ヘクタール以上の農地で地の作物が栽培された。

工業の発展について言うなら、すでに今日までに全工業企業の八〇%以上が再建され、プノンペンコンボンスム間およびプノンペンバタンバン間の鉄道運輸も再開されている。多くの幹線道路が修復され、プノンペンをピエンチャンやハノイと結ぶ航空路も開設された。プノンペンモスクワ間の航空路も近く開設されることになっている。

本年三月にはボル・ポト一派が廃止した貨幣制度が導入された。周知の通り、ボル・ポトリエン・サリ一派の時代には宗教は禁止され、三〇五〇の寺院が破壊されるかあるいは牢獄として利用された。今日、大部分の寺院が修復されており、新権力は宗教儀礼をとりおこなうことを妨害していない。

ボル・ポト時代には病院がすべて破壊された。解放後まで生き残っていた医師はわずか六九人であった。いまではプノンペン市内だけで三つの総合病院があるほか、国内各県に病院が開設され、診療所網も拡大されている。現在、国内には医師を含む医療従業者は二〇〇〇人おり、七〇〇人を超える学生が医学や薬学を学んでいる。

教育問題も重視されている。今日、国内には約五〇〇〇の学校があり、およそ九五万人の生徒が学んでいる。また大学は一四校あり、教官の数は二一六人。

新生共和国の文化生活も目立って活発になった。ボル・ポト時代にはわが国の豊かな文化遺産がまったく無視されていたが、いまはプノンペンの民族博物館も再開され、アンコールワットの修復作業も開始された。

一言で言う、カンボジア国民はこの二年近くの間にかんがりの成果を収め、来年一月に実施される総選挙に積極的に参加する用意をもっている。

緊張の火元は北京とワシントン

— 貴国の対外政策、とくに対ASEAN政策は…:

答 ヘン・サムリンに指導される人民革命評議会はその活動の最初の日から、カンボジア人民共和国が平和と公正な政策を実施するすべての国との正常な善隣関係をめざすことを声明した。今日、カンボジア人民共和国と社会主義諸国、一連の発展途上諸国との関係はとくに活発に発展している。また、アジアの大国インドがわが国を承認したことによってカンボジア人民共和国の国際的権威はいちじるしく増大した。

われわれの対ASEAN政策は、あまねく知られている。わが国はASEAN諸国と友好善隣関係をもち、これらの国々とともに平和のうちに暮らすことを望んでいる。われわれは、わが国とASEANとの間に存在するあらゆる係争問題は実務的、建設的アプローチを糸口として交渉によって解決されねばならない、と確信する。東南アジアを対決の地域ではなく、真に平和と自由な地域にするためには、インドシナの社会主義諸国とASEAN諸国との相互理解を達成することが必要だ。インドシナ諸国の立場については、最近ビエンチャンで開かれた三カ国外相会議で打ち出されており、ASEAN五カ国もこのことを知っている。地域の緊張を煽り、ありもしない「カンボジア問題」を持ち出すことは、東南アジアにおいて覇権主義的、拡張主義的目的を追求するワシントンと北京を利するだけである。まさに、ワシントンと北京によって地域に緊張の火元が作り出されているのである。

— カンボジア・タイ国境地区の情勢については…:

答 カンボジア・タイ国境地区の情勢がかなり先鋭化していることは、事実だ。ポル・ポト一派の残党やもろもろのテロ分子は国境地区に身を隠している。彼らの目的はただ一つ、真の人民政府を打倒し、流血のポル・ポト政権を復活することである。しかし、歴史の歯車を逆転させることはできない。カンボジア人民は悪夢とジェノサイドの時代にもどることを許しはしない。

残念なことは、タイ政府が自国領内でのさまざまな反カンボジア反革命分子の行動を見て見ないふりをしていることである。われわれは交渉のテーブルにつくよう何度かタイに提案したが、バンコクはそのたびに拒否している。カンボジアとタイは少なからぬ共通の歴史的基盤をもつ隣国同士であり、クメール人民はタイ国民を尊敬し、彼らと平和、友好のうちに暮らすことをめざしている。問題はタイの出入りにかかっている。

ポル・ポトの遺産の一掃を確認

— 国連第三五回総会が採択した「カンボジア問題会議の開催」に関する決議については

答 国連という権威ある国際機関がこのような今日の現実を全く無視する決議を採択したことは、しごく残念なことだ。緊急に解決せねばならない「問題」など現実には全く存在しないからだ。カンボジア人民は最終的な選択をすでおこなった。したがって、国連代表権がわが国の土を血で染めた犯罪者ポル・ポト一派に属するのではなく、カンボジア人民の唯一の合法的な代表——人民革命評議会に属さねばならないことは、まったく自明の理だ。私は、良識が勝利することを確信している。

— ささまざまな国際機関や個々の国々のカンボジア援助について…:

答 わが国は、カンボジアに援助の手を差しのべたすべての国に感謝している。とくに、社会主義諸国からの援助は有効である。空や海を通して食料品や商品がわが国に運ばれていく。わが国の政府と地方権力機関は住民に食料や医薬品を支給する上で国際機関と協力し合っている。われわれは、いかなる政治的条件も制約もつかない援助を受け入れる用意をもっている。残念ながら、一連の諸国がわが国への援助を利己的な目的やわが国の内政に干渉するために利用しようとしている。このような援助はわれわれには必要ない。援助は、ワシントンと北京がもくろんでいるクメール人民の主権を侵害するのではなく、逆にそれを強化するものでなければならない。

最後に、私はクメール人民がポル・ポト時代の遺産を完全に一掃し、平和な未来に向かつて前進することを確信している。

(APN)

八一春闘をめぐる賃金要求の状況について

過去一年間の賃金と大企業の経営利益の動向は、今日の社会が階級対立にもとづく社会であることを、労働組合の闘争力の減退と相まってまざまざと示した。賃金と利潤は反比例する。労働力だけが新しい価値を生みだすからである。

五四年十一月から五五年十月までの実質賃金の推移は、〇・四％増（五四・十一）、〇・四％増（一一）、〇・六％増（五五・一）、〇・九％減（二）、〇・二％減（三）、一・三％減（四）、一・二％減（五）、一・八％減（六）、〇・六％増（七）、三・四％減（八）、二・八％減（九）、〇％（十）となっている。「通年マイナス必至」の状況である。他方、大企業の利潤はどうか。「経常利益は六倍」（電力九社）、「五社とも史上最高」（鉄鋼大手五社）、「円高差益で大幅黒字」の石油九社は、対前年比で五〇・三％もの伸び率を示している。商業紙は為替差益が大きく貢献と書いている。しかし、これは不正確である。搾取率の強化こそが剰余価値率を高め、利潤を増大させるからである。日本鋼管に例をとろう。同社は八〇年三月同期の決算で七二億円の経常利益を計上した。退職積立金までふくめた同社の平均賃金は約三五〇万、鉄部門の労働者は約二万四千。したがって、労働者一人当り賃金の他に年間三〇〇万円の価値を生み出していることになる。剰余価値は利潤と賃金に分かたれるだけではない。利子、地代、配当、重役の収入、管理職の手当等等に分岐する。日本鋼管は一九八〇年三月段階で一兆七八〇億円の借入金がある。年間の利払いは一千億円に達する。利払いのために鋼管の労働者（約四万人）は年間一人当り二五〇万円の価値も作りだしていることになる。利子で二五〇万円、利潤に三〇〇万円、これだけで搾取率（剰余価値率）は三五〇万分の五五〇万、つまり一六〇％になる。こうして、われわれは労働者が資本のクビキにまますます縛りつけられている実態を知ることができる。こうした状況のもとで現在、各ナショナルセンターは八一春闘への賃金要求づくりに動き出している。同盟は一月二八日の中央評議会で、「今年度物価上昇率プラス来年度実質成長率の二分の一」で算出、来年度成長率を五・五％と設定する方針を決めた。物価上昇率を七％とすれば九・七五％の要求となる。JCは二月三日の三役会議で、「九％プラスアルファ、または一万八千円」にすることを決めており、同日開かれた民間主要単産がナショナルセンターの枠をこえ春闘時期に時限共闘する「八一賃闘対策民間労組会議」は、第二回総会で「過年度の消費者物価上昇率プラスアルファ」とすることを確認している。他方、注目の総評は二月一一・一二日の二日間、四五〇人を集め賃金討論集を開き、要求基準づくりをおこなう。しかし、新聞報道によれば榎枝議長は外国特派員との記者会見で二月四日、「今年度の消費者物価上昇率を七％程度、来年度実質経済成長率を六％前後とすれば、額にして二万円前後、率にして一〇％の二ケタ台要求で（四団体）が共同歩調をとるようになる」（毎日、一一・五）と述べたといわれる。これは拙速にすぎず。総評賃金アンケート調査（四九四六組合に一五八万枚配布され、回収された一一一万人の調査）では一万円台八・一％、二万円台三・三・八％、三万円台三〇・一％、五万円台上一八・〇％、三万円以上がじつに六五・九％に達しているからであり、先にも述べたように一日から二日間、要求づくりのための討論集が予定されているからである。しかも、今年の総評大会をはじめ組合大会で強力に主張されたことは、①生産性基準原理の考え方を払拭し、②組合員の総意を結集した賃金要求額を決める、との二点にあったからである。榎枝氏の発言は「考え方を示したまで」のことかもしれない。しかし、その内容は必ずしも八〇春闘の教訓を生かしているとはいえないのではなからうか。職場からの賃金要求討論がまきおこされねばならないゆえんである。なお、日経連は一七日の総会で「労働問題研究委員会報告」を発表する予定といわれる。

定価改訂のお知らせ

『旬間社会通信』は一九七七年十一月の創刊以来、月決め三〇〇円（半年分一八〇〇円、年間三六〇〇円・郵送費含）で皆さまのお手元にお届けすることができました。ひとえに読者の皆さまのご支援、ご協力のたまものと心から感謝申し上げます。

しかし、この間、消費者物価上昇率は約二〇%にもおよんでおりますし、とりわけ印刷物にもっとも大きな比重を占める紙代、印刷代の物価上昇率は、消費者物価上昇率をはるかに上回るスピードで進んでおります。社会通信社では、これまで現状の価格でお手元にお届けしたいと、内部努力と『通信』の拡大にとりくんでまいりました。その結果、三年有余にわたり月決め三〇〇円の価格を維持することができました。

ところが、読者の皆さまもよくご存じのとおり、昨今、物価の騰勢はさらにいちじるしいものとなっております。そして一九八一年一月二〇日から、郵便料金が大幅に値上げされること、政府・独占の政策として国会で一方的に決められてしまいました。ハガキ、封書はいうに及ばず、現在、皆さまのお手元に一部一五円でお届けしている第三種郵便物の料金が一挙に一〇円アップの二五円となりました。これだけをとりましたが、月間三〇〇円の負担増となりました。

社会通信社ではこれまで様ざまな努力を通じ価格維持に努力してまいりましたが、郵便料の値上げによって、月決め三〇〇円でお届けすることはきわめて困難になりました。

そこでたいへん不本意ではございますが、郵便料金が値上げされます八一年二月から、月決め四〇〇円（半年二四〇〇円、年間四八〇〇円・郵送料含）に定価を改訂させていただきます。なにとぞご了承たまりますようお願い申し上げます。

なお、定価改訂にかかわるとり扱い規程を次のように定めさせていただきます。

①すでに前納金をお支払いいただいている方については、八一年六月までのぶんにつき、現状の価格でお送りします。

またすでに一年以上前納されている方につきましては、八一年六月までは現状の価格、五月以降につきましては四〇〇円とさせていただきます。

②これから誌代をお納めいただく方につきましては、現在、請求書を発送中でございますが、やはり半年分にかぎり現状の価格でお送りいたします。その場合、一二月末日までに必ずご送金ください。

③一月以降、請求書をおだしする方につきましては、一月から八一年一月までは月額三〇〇円、二月以降四〇〇円で送付させていただきます。なお、一二月末日までに前納される方については②の規程を適応させていただきます。

④半年分以上前納につきましては、郵便料金の値上げという特殊な事情にありますので、①の規定を適応させていただきますよう、心からお願ひ申し上げます。

以上、たいへん勝手ではございますが、なにとぞご了承くださいますようお願い申し上げます。誌面の充実、改善に全力を尽くします。あわせて、読者の皆さまのご健康と活躍を心からお祈り申し上げます。

一九八〇年十二月二十一日

社会通信社